

一般社団法人福智町社会福祉連携協議会法人後見実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人福智町社会福祉連携協議会（以下「本会」という。）が実施する法人後見事業に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 本会の法人後見事業は、認知症高齢者及び知的障害者、精神障害者等の意思決定が困難な方の判断能力を補うため、本会が成年後見人及び保佐人、補助人（以下「後見人等」という。）となることにより、成年被後見人及び被保佐人、被補助人（以下「被後見人等」という。）の財産管理および身上保護を行うことによりその権利を擁護する。

(後見業務)

第3条 本会は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 後見人等としての業務

(2) その他前条の趣旨に合致すると認められる業務

2前項(2)の業務のうち税金の申告、不動産の登記、訴訟の遂行その他専門的な事項を処理するために必要と認める時は、当該事項を業者へ委託することができる。

(個人情報の保護)

第4条 本会及び従事職員は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、または、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2ケース検討、啓発、教育等の目的で情報を使用する場合は、個人のプライバシーに十分配慮しなければならない。

(定期訪問)

第5条 本会は、後見業務を行うため、原則として月1回、被後見人等の居所を訪問し、被後見人等の安否の確認をおこなうとともに、心身の状態及び生活の状況の把握に努める。

(財産目録の作成)

第6条 本会は、後見人等に就任した時は、すみやかに財産調査を行い、財産目録を作成するとともに、後見計画を策定する。

(管理物件の保管)

第7条 被後見人等の財産のうち権利証等の重要書類は、原則として、本会が契約する金融機関の貸金庫において保管する。ただし、次の各号に掲げるものは本会事務局に備える耐火性金庫に保管することができる。

(1) 現金（日常的に使用する月額程度）

- (2) 預貯金通帳（日常的に使用するもの）
- (3) 金融機関届出印
- (4) その他前各号に準ずると本会が認めるもの

2 管理においては日常的に使用する現金及び預貯金以外は、被後見人の利益を考慮し定期預金等安全な資産管理に努める。

（財産管理の考慮事項）

第8条 本会は被後見人等の財産を管理するにあたっては、専ら被後見人等の私益を考慮しその内容を決定するものとし、当該被後見人等の親族等利害関係を有する者の同意を要しないものとする。ただし、その意見を聞くことを妨げない。

（台帳の整備）

第9条 本会は、後見業務の処理の状況を記録するため、被後見人等について個人ごとに台帳を整備しなければならない。

2 前項に規定する台帳は、最後に記入したときから起算して5年間保管する。

（従事職員の指定）

第10条 本会は、事務局を担当する法人から福祉に関して専門的な知識または経験を有する職員の中から後見業務に従事する職員を指定する。

2 従事職員は、その他の業務に従事することを妨げない。

（後見業務の対象者）

第11条 後見業務の対象者は、福智町に在住し紛争性が無く身上監護と日常的な金銭管理が中心の者であり、次の各号のうちどれか1つに該当する者。

- (1) 町長申立てをするもので、他に適切な後見人等が得られないもの。
- (2) 原則として、高額な財産を所有せず、他に適切な後見人等が得られないもの。
- (3) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の利用者で判断能力が低下した者のうち、第1号か第2号に当てはまる者
- (4) 本会が特に必要と認める者

（類型の移行の申立て）

第12条 本会は、被後見人等について、判断能力に変化があったと認められる場合において必要があるときは、類型の移行の審判を家庭裁判所に申立てるものとする。

（成年後見人等の辞任）

第13条 本会は、被後見人等が福智町の区域外に転出し、または、その他の特別な事由により後見業務を継続して行うことが困難になったときは、家庭裁判所に後見人等の辞任の申立てをすることができる。この場合において、当該被後見人等の住所を管轄する家庭裁判所に後任の後見人等の選任を申立てるものとする。

(法人後見運営委員会の設置)

第 14 条 本会は、法人後見事業の適正な運営を確保するため、法人後見運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。

2 後見人等の受任の可否については、前項第 11 条の規定のいずれにも該当しない場合は、運営委員会で検討しその検討結果を踏まえて本会会長が決定する。

3 その他運営委員会の設置運営に関する必要な事項は、本会会長が別に定める。

(損害賠償)

第 15 条 本事業の実施に関して、本会の責に帰すべき事由により被後見人等に損害を与えた場合には、本会が加入する保険制度の補償の範囲内において責務を負う。

(受任の可否)

第 16 条 本会は、所轄する家庭裁判所が後見人等として選任しようとするときは、特段の事情がないかぎりこれを承諾するものとする。

(費用)

第 17 条 法人後見業務に要する費用は、被後見人の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、やむを得ない事情により本会の財産から立て替えて使用を支出した場合は、被後見人に対しこれを請求することができる。

(その他)

第 18 条 この要綱の定めるもののほか、事業実施に関して必要な事項は理事会の承認を経て会長が定める。

(附則)

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

一般社団法人福智町社会福祉連携協議会法人後見実施要項（案）

（目 的）

第1条 この要項は、一般社団法人福智町社会福祉連携協議会（以下「**国会**」という。）が実施する法人後見事業に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（趣 旨）

第2条 本会の法人後見**業務（事業に変更）**は、認知症高齢者及び知的障害者、精神障害者等の意思決定が困難な方の判断能力を補うため、本会が成年後見人及び保佐人、補助人（以下「**後見人等**」という。）となることにより、成年被後見人及び被保佐人、被補助人（以下「**被後見人等**」という。）の**財産管理**および**身上監護**を行うことによりその権利を擁護する。

↳「**身上保護**」に変更

財産管理→日常的な金銭管理(公共料金や生活費・福祉サービス利用料等の出金及び支払・預貯金の管理及び不動産等の管理運営・有価証券等の金融商品の管理・納税・債務の返済ほか)
身上監護→被後見人等の生活を支えるための法律行為（福祉サービスの利用・施設入所契約ほか）

（後見業務）

第3条 本会は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 後見人等としての**業務 ※) 1**

(2) その他**前条の趣旨に合致すると認められる業務**

2 前項(2)の業務のうち税金の申告、不動産の登記、訴訟の遂行その他専門的な事項を処理するために必要と認める時は、当該事項を業者へ委託することができる。

業務→被後見人等の財産管理及び身上監護の内容を指す。また、裁判所への申立て書類には代理行為目録がある。これは、被後見人等との話し合いの中で援助内容を作り上げるもので、家庭裁判所に提出。家裁の調査官は、被後見人等との面談の中で、提出された代理行為目録について確認を行っている。

2 前項(2)の業務については、本会の不動産に関する手続きや訴訟に関する手続きは、知識がないことから、専門性の高い法律家に業務委託をする法人後見事業所があるため、本会も他事業所と同様にした。業務委託料については、被後見人等の財産より負担する。

また、債務整理は業務が面倒となり法的知識が必要となるため、専門家（弁護士・司法書士）に依頼するとの意見があり、第3条2項に「委託することができる。」と記載。

（個人情報の保護）

第4条 本会及び従事職員は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、または、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 ケース検討、啓発、教育等の目的で情報を使用する場合は、個人のプライバシーに十分配慮しなければならない。

※社協における日常生活自立支援事業においては、守秘義務に関する条文は必要不可欠として位置付けられており、他の事業所においても守秘義務に関する条文は設けられている。

また、別途、個人情報保護規定を作成。家裁に提出する資料でもあり、必須である。

（定期訪問）

第5条 本会は、後見業務を行うため、**原則として月1回**、被後見人等の居所を訪問し、被後見人等の安否の確認をおこなうとともに、心身の状態及び生活の状況の把握に努める。**※) 3**

(財産目録の作成)

第6条 本会は、後見人等に就任した時は、すみやかに財産調査を行い、財産目録を作成するとともに、後見計画を策定する。 ※) 4

(管理物件の保管)

第7条 被後見人等の財産のうち権利証等の重要書類は、原則として、本会が契約する金融機関の貸金庫において保管する。ただし、次の各号に掲げるものは本会事務局に備える耐火性金庫に保管することができる。 ※) 5

- (1) 現金 (日常的に使用する月額程度) → ? 万円
- (2) 預貯金通帳 (日常的に使用するもの)
- (3) 金融機関届出印
- (4) その他前各号に準ずると本会が認めるもの

2 管理においては日常的に使用する現金及び預貯金以外は、被後見人の利益を考慮し定期預金等安全な資産管理に努める。 ※) 6 成年後見制度支援信託の活用 P32

(財産管理の考慮事項)

第8条 本会は被後見人等の財産を管理するにあたっては、専ら被後見人等の私益を考慮しその内容を決定するものとし、当該被後見人等の親族等利害関係を有する者の同意を要しないものとする。ただし、その意見を聞くことを妨げない。

(台帳の整備)

第9条 本会は、後見業務の処理の状況を記録するため、被後見人等について個人ごとに台帳を整備しなければならない。

2 前項に規定する台帳は、最後に記入したときから起算して5年間保管する。 ※) 7

(従事職員の指定)

第10条 本会は、事務局を担当する法人から福祉に関して専門的な知識または経験を有する職員の中から後見業務に従事する職員を指定する。 ※) 8

2 従事職員は、その他の業務に従事することを妨げない。 ※) 9

3 本会は、従事職員の指示を受けて、被後見人等の日常生活支援等従事職員の業務を補助する成年後見支援員を置くことができる。**条文から削除**

理由→生活支援員の補助をする条文であるため、現状からふさわしく無い為。

(後見業務の対象者)

第11条 後見業務の対象者は、福智町に在住し紛争性が無く身上監護と日常的な金銭管理が中心の者であり、次の各号のうちどれか1つに該当する者。

- (1) 町長申立てをするもので、他に適切な後見人等が得られないもの。
- (2) 原則として、高額な財産を所有せず、他に適切な後見人等が得られないもの。
- (3) 日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業) の利用者で判断能力が低下した者のうち、第1号か第2号に当てはまる者
- (4) 本会が特に必要と認める者 ※)10

(類型の移行の申立て)

第12条 本会は、被後見人等について、判断能力に変化があったと認められる場合において必要があるときは、類型の移行の審判を家庭裁判所に申立てるものとする。

(成年後見人等の辞任)

第13条 本会は、被後見人等が福智町の区域外に転出し、または、その他の特別な事由により後見業務を継続して行うことが困難になったときは、家庭裁判所に後見人等の辞任の申立てをすることができる。この場合において、当該被後見人等の住所を管轄する家庭裁判所に後任の後見人等の選任を申立てるものとする。

(法人後見運営委員会の設置)

第14条 本会は、法人後見事業の適正な運営を確保するため、法人後見運営委員会(以下、「運営委員会」という。)を設置する。

2 後見人等の受任の可否については、前項第11条の規定のいずれにも該当しない場合は、運営委員会で検討しその検討結果を踏まえて本会会長が決定する。

3 その他運営委員会の設置運営に関する必要な事項は、本会会長が別に定める。

(損害賠償)

第15条 本事業の実施に関して、本会の責に帰すべき事由により被後見人等に損害を与えた場合には、本会が加入する保険制度の補償の範囲内において責務を負う。 ※)11

↳ 法人後見事業用保険(東京海上・損保ジャパン)

(受任の可否)

第16条 本会は、所轄する家庭裁判所が後見人等として選任しようとするときは、特段の事情がないかぎりこれを承諾するものとする。

(費用)

第17条 法人後見業務に要する費用は、被後見人の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、やむを得ない事情により本会の財産から立て替えて使用を支出した場合は、被後見人に対しこれを請求することができる。

(その他)

第18条 この規定の定めるもののほか、事業実施に関して必要な事項は理事会の承認を経て会長が定める。

(附則)

この規定は、令和〇年〇月〇日から施行する。

【解説と協議】

- ※) 1 (後見業務) 後見人等の業務は、ケースごとに様々であるため、詳細な条文で記載すると、他の業務が出来ない事からボカシタ表現にした。
- ※) 2 (報酬付与の申立て) 社福連は、低所得者を対象に法人後見の取組みを目的としており、報酬付与については条文に挙げていない。条文に挙げると、報酬の処理に関する検討が必要になる。
ただし、費用については例外とし、条文に記載する。
- ※) 3 後見人は、必ず月1回の訪問を義務付けられているため、月1回の文言を記載
- ※) 4 後見計画の作成は誰がするのか? →事務局 or 社福連の部会 or 担当者
- ※) 5 金融機関の貸金庫に保管とあるが、費用は? 社福連 or 本人
本会耐火性金庫に保管としたが、社協金庫で保管可能なのか?
- ※) 6 現金の預かり額について金額設定が必要。具体的な金額設定が必要では?
成年後見制度支援信託→利用時には家庭裁判所の許可が必要。手続きの際、後見人や信託銀行に報酬が発生。預金が少なくなった場合、信託から移し替える場合も家庭裁判所の許可が必要。
福岡県の成年後見制度支援信託上限額→1, 000万円
- ※) 7 法人によっては10年 or 5年とバラバラであるが社福連はどうする?
- ※) 8 法人後見従事職員は誰が? →社福連から or 社協事務局から
- ※) 9 従事職員は社福連から職員派遣は可能なのか? 担当職員は、他の業務が兼務可能なのか?
- ※) 10 対象者枠の確認
- ※) 11 本会が加入する保険制度は全社協の保険に成年後見制度の保険あったが、社福連の場合は要件外であるため、他の保険会社を活用する必要がある。
業者名→東京海上日動・損保ジャパンの2事業者

一般社団法人福智町社会福祉連携協議会法人後見実施要項（案）

（目 的）

第1条 この要項は、一般社団法人福智町社会福祉連携協議会（以下「本会」という。）が実施する法人後見事業に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（趣 旨）

第2条 本会の法人後見業務は、認知症高齢者及び知的障害者、精神障害者等の意思決定が困難な方の判断能力を補うため、本会が成年後見人及び保佐人、補助人（以下「後見人等」という。）となることにより、成年被後見人及び被保佐人、被補助人（以下「被後見人等」という。）の財産管理および身上監護を行うことによりその権利を擁護する。

（後見業務）

第3条 本会は、次の各号に掲げる業務を行う。

（1）後見人等としての

（2）その他前条の趣旨に合致すると認められる業務

2前項（2）の業務のうち税金の申告、不動産の登記、訴訟の遂行その他専門的な事項を処理するために必要と認める時は、当該事項を業者へ委託することができる。

（個人情報保護）

第4条 本会及び従事職員は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、または、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2ケース検討、啓発、教育等の目的で情報を使用する場合は、個人のプライバシーに十分配慮しなければならない。

（定期訪問）

第5条 本会は、後見業務を行うため、原則として月1回、被後見人等の居所を訪問し、被後見人等の安否の確認をおこなうとともに、心身の状態及び生活の状況の把握に努める。

（財産目録の作成）

第6条 本会は、後見人等に就任した時は、すみやかに財産調査を行い、財産目録を作成するとともに、後見計画を策定する。

（管理物件の保管）

第7条 被後見人等の財産のうち権利証等の重要書類は、原則として、本会が契約する金融機関の貸金庫において保管する。ただし、次の各号に掲げるものは本会事務局に備える耐火性金庫に保管することができる。

（1）現金（日常的に使用する月額程度）

- (2) 預貯金通帳（日常的に使用するもの）
- (3) 金融機関届出印
- (4) その他前各号に準ずると本会が認めるもの

2 管理においては日常的に使用する現金及び預貯金以外は、被後見人の利益を考慮し定期預金等安全な資産管理に努める。

（財産管理の考慮事項）

第8条 本会は被後見人等の財産を管理するにあたっては、専ら被後見人等の私益を考慮しその内容を決定するものとし、当該被後見人等の親族等利害関係を有する者の同意を要しないものとする。ただし、その意見を聞くことを妨げない。

（台帳の整備）

第9条 本会は、後見業務の処理の状況を記録するため、被後見人等について個人ごとに台帳を整備しなければならない。

2 前項に規定する台帳は、最後に記入したときから起算して5年間保管する。

（従事職員の指定）

第10条 本会は、事務局を担当する法人から福祉に関して専門的な知識または経験を有する職員の中から後見業務に従事する職員を指定する。

2 従事職員は、その他の業務に従事することを妨げない。

3 本会は、従事職員の指示を受けて、被後見人等の日常生活支援等従事職員の業務を補助する成年後見支援員を置くことができる。

（後見業務の対象者）

第11条 後見業務の対象者は、福智町に在住し紛争性が無く身上監護と日常的な金銭管理が中心の者であり、次の各号のうちどれか1つに該当する者。

- (1) 町長申立てをするもので、他に適切な後見人等が得られないもの。
- (2) 原則として、高額な財産を所有せず、他に適切な後見人等が得られないもの。
- (3) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の利用者で判断能力が低下した者のうち、第1号か第2号に当てはまる者
- (4) 本会が特に必要と認める者

（類型の移行の申立て）

第12条 本会は、被後見人等について、判断能力に変化があったと認められる場合において必要があるときは、類型の移行の審判を家庭裁判所に申立てるものとする。

（成年後見人等の辞任）

第13条 本会は、被後見人等が福智町の区域外に転出し、または、その他の特別な事由により後見業務を継続して行うことが困難になったときは、家庭裁判所に後見人等の辞任の申立てをすることができる。この場合において、当該被後見人等の住所を管轄する家庭裁判所に後任の後見人等の選任を申立てるものとする。

(法人後見運営委員会の設置)

第 14 条 本会は、法人後見事業の適正な運営を確保するため、法人後見運営委員会（以下、「運営協議会」という。）を設置する。

2 後見人等の受任の可否については、前項第 11 条の規定のいずれにも該当しない場合は、運営委員会で検討しその検討結果を踏まえて本会会長が決定する。

3 その他運営委員会の設置運営に関する必要な事項は、本会会長が別に定める。

(損害賠償)

第 15 条 本事業の実施に関して、本会の責に帰すべき事由により被後見人等に損害を与えた場合には、本会が加入する保険制度の補償の範囲内において責務を負う。

(受任の可否)

第 16 条 本会は、所轄する家庭裁判所が後見人等として選任しようとするときは、特段の事情がないかぎりこれを承諾するものとする。

(費用)

第 17 条 法人後見業務に要する費用は、被後見人の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、やむを得ない事情により本会の財産から立て替えて使用を支出した場合は、被後見人に対しこれを請求することができる。

(その他)

第 18 条 この規定の定めるもののほか、事業実施に関して必要な事項は理事会の承認を経て会長が定める。

(附則)

この規定は、令和〇年〇月〇日から施行する。